令和８年　第16回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和８年11月１日

その他

投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施

次回開催日　　令和８年11月12日（木）18：00～　区長応接室

次々回開催日　　令和８年11月15日（日）10：00～　区長応接室

＜参考＞

議案第 57 号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和８年 11 月 15 日執行予定の福岡市長選挙における中央区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和８年 10 月 20 日

福岡市中央区選挙管理委員会
委 員 長　　楠　　正　信

１　掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、２段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。

２　くじの方法は、次のとおりとする。

⑴　候補者届出番号を候補者の固有番号とする。

⑵　くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第１とし、２番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を第２とする。

以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

（根拠）

議決　　公職選挙法第175条第３項の規定による。

（投票記載所の氏名等の掲示）
第百七十五条
３　第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。